

動物取扱業の規制を受ける業種とは

業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合は、動物取扱業の登録を受けなければなりません。インターネット等を利用した代理販売業者やペットのシッターなどのように、動物又はその飼養施設を持っていない場合であっても規制の対象になります。

※対象となる動物は、実験動物・畜産動物等を除く哺乳類・鳥類・爬虫類です。

■動物取扱業者の一例

販 売

- 動物の小売及び卸売り
- 小売業者
- 卸売業者
- 並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）
- 販売目的の繁殖又は輸入を行なう業者
- 露店等における販売のための動物の飼養業者
- 通信販売業者

保 管

- 保管を目的に顧客の動物を預かる業
- ペットホテル業者
- 美容業者（動物を預かる場合）
- ペットのシッター

貸 出 し

- 愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業
- ペットレンタル業者
- 映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

訓 練

- 顧客の動物を預かり訓練を行う業
- 動物の訓練・調教業者
- 出張訓練業者

展 示

- 動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）
- 動物園
- 水族館
- 動物ふれあいテーマパーク
- 移動動物園
- 動物サーカス
- 乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

※ ●：法改正により、新たに規制対象に組み入れられること等となった業者

動物取扱業者の方へ

改正・動物愛護管理法が
平成18年6月1日から施行されます

ペット販売、ブリーダー、動物園、
動物の貸出し、ペットのシッター等の動物取扱業の
より一層の適正化を図るため
平成17年6月に動物愛護管理法が改正され
平成18年6月1日から
その規制の強化が図られることになりました。



発行：環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>

制作：(社)日本動物保護管理協会
編集・デザイン：(株)イーストビュー

●お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市等の担当窓口へ

平成18年4月発行



古紙配合率100%再生紙を使用しています

